

新	旧
<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u> 約款・規程集 (インターネット取引をご利用のお客様用)	<u>証券ジャパンの</u>約款・規程集 (インターネット取引をご利用のお客様用)

新	旧
目 次 (現行どおり) この「<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券</u>約款・規程集」は、お客様が<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。この「約款・規程集」の内容を良くお読みいただき、いつでも確認できますよう大切に保管してください。	目 次 (省略) この「<u>証券ジャパンの</u>約款・規程集」は、お客様が<u>株式会社証券ジャパン</u>とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。この「約款・規程集」の内容を良くお読みいただき、いつでも確認できますよう大切に保管してください。

新	旧
最良執行方針 (現行どおり)	最良執行方針 (省略)
1. (現行どおり)	1. (省略)
2. 最良の取引の条件で執行するための方法 (現行どおり)	2. 最良の取引の条件で執行するための方法 当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぎます。
(1) 上場株券等 (現行どおり)	(1) 上場株券等 当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。
① (現行どおり)	① (省略)
② (現行どおり)	② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。
(a) (現行どおり)	(a) (省略)
(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。	(b) 複数の金融商品取引所市場に上場 (重複上場) されている場合には、当該銘柄の執行時点において、(株)QUICK 社の情報端末（ <u>当社の本支店の店頭で御覧いただけます。</u> ）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。
* なお、選定した具体的な内容は、 当社ホームページ (https://www.secjp.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。	* なお、選定した具体的な内容は、 当社ホームページ (https://www.secjp.co.jp/) で掲載するものにおいてお示しするほか、当社 <u>の本支店</u> にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。
(現行どおり)	(省略)
以上	以上
制定日 平成21年 4月 1日	制定日 平成21年 4月 1日
改訂日 <u>令和 8年 8月 1日</u>	改訂日 <u>令和 6年 1月 1日</u>

新	旧
個人情報保護方針 (現行どおり)	個人情報保護方針 (省略)
1. (現行どおり)	1. (省略)
2. 利用目的 (現行どおり) 当社の事業内容及び当社における個人情報等の利用目的は別紙のとおりであり、当社に掲示するとともに、のホームページ等に掲載しております。 URL : https://www.secjp.co.jp	2. 利用目的 (省略) 当社の事業内容及び当社における個人情報等の利用目的は別紙のとおりであり、当社 の <u>本支店</u> に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。 URL : https://www.secjp.co.jp
3.～6. (現行どおり)	3.～6. (省略)
7. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 お客様相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0120-983-977 Fax：03-3668-2552 E-mail：cssupport@secjp.co.jp URL：https://www.secjp.co.jp	7. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、 <u>当社の本支店又は</u> 次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 お客様相談室 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-18 受付時間：午前 9 時～午後 5 時 電話番号：0120-983-977 Fax：03-3668-2552 E-mail：cssupport@secjp.co.jp URL：https://www.secjp.co.jp
8. (現行どおり)	8. (省略)
以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 8 年 8 月 1 日</u>	以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 2 年 10 月 26 日</u>
お客様の個人情報等の利用目的	お客様の個人情報等の利用目的
1.～2. (現行どおり)	1.～2. (省略)
当社におきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行います。	当社 の <u>本社及び部・支店</u> におきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行います。
以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>令和 8 年 8 月 1 日</u>	以上 制定日 平成 22 年 2 月 1 日 改訂日 <u>平成 27 年 10 月 5 日</u>

新	旧
第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程	第1章 インターネット取引サービス取引取扱規程
第1条（規程の趣旨） 本規程は、お客様がインターネット及び電話によるオペレーターを通じて、<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下「当社」という。）が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス（以下「インターネット取引サービス」という。）を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。	第1条（規程の趣旨） 本規程は、お客様がインターネット及び電話によるオペレーターを通じて、<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下「当社」という。）が提供する金融商品取引及びそれに付随する業務サービス（以下「インターネット取引サービス」という。）を利用するうえで、必要な事項を定めるものです。
第2条～第29条（現行どおり）	第2条～第29条（省略）
第2章 インターネット取引総合取引約款	第2章 インターネット取引総合取引約款
第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り、累積投資取引、外国証券取引、国内外貨建債券取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引及びMRF（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スweep取引またはそれらを組合せた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u>（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。	第1条（約款の趣旨） この約款は、有価証券の保護預り、累積投資取引、外国証券取引、国内外貨建債券取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引及びMRF（マネー・リザーブ・ファンド）の自動スweep取引またはそれらを組合せた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と<u>株式会社証券ジャパン</u>（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
第2条～第15条（現行どおり）	第2条～第15条（省略）
第16条（取引残高報告書等） (1)～(3) (4) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審の点があるときは、すみやかに当社<u>お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。	第16条（取引残高報告書等） (1)～(3) (4) 当社からの報告書や連絡内容等、お取引に関する事項でご不審の点があるときは、すみやかに当社<u>監査部</u>に直接ご連絡ください。
第17条～第40条（現行どおり）	第17条～第40条（省略）
第3章 保護預り約款	第3章 保護預り約款
第1条～第9条（現行どおり）	第1条～第9条（省略）
第10条（お客様への連絡事項） (1)～(2) (3) その内容にご不審の点があるときは、当社の<u>お客様相談室</u>に直接ご連絡ください。	第10条（お客様への連絡事項） (1)～(2) (3) その内容にご不審の点があるときは、当社の<u>監査部</u>に直接ご連絡ください。
第11条～第26条（現行どおり）	第11条～第26条（省略）
第5章 国債振替決済口座管理約款	第5章 国債振替決済口座管理約款
第1条～第10条（現行どおり）	第1条～第10条（省略）

新	旧
第 11 条（お客様への連絡事項） （1）～（2） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>お客様相談室</u> に直接ご連絡ください。	第 11 条（お客様への連絡事項） （1）～（2） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>監査部</u> に直接ご連絡ください。
第 12 条～第 19 条（現行どおり）	第 12 条～第 19 条（省略）
第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款	第 6 章 投資信託受益権振替決済口座管理約款
第 1 条～第 10 条（現行どおり）	第 1 条～第 10 条（省略）
第 11 条 （1）～（2）（現行どおり） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>お客様相談室</u> に直接ご連絡ください。	第 11 条 （1）～（2）（省略） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>監査部</u> に直接ご連絡ください。
第 12 条～第 23 条（現行どおり）	第 12 条～第 23 条（省略）
第 7 章 株式等振替決済口座管理約款	第 7 章 株式等振替決済口座管理約款
第 1 条～第 26 条（現行どおり）	第 1 条～第 26 条（省略）
第 27 条（お客様への連絡事項） （1）～（2）（現行どおり） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>お客様相談室</u> に直接ご連絡ください。	第 27 条（お客様への連絡事項） （1）～（2）（省略） （3）上記連絡事項の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の <u>監査部</u> に直接ご連絡ください。
第 28 条～第 44 条（現行どおり）	第 28 条～第 44 条（省略）
第 8 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款	第 8 章 特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款
第 1 条（約款の趣旨） （1）（現行どおり） （2）お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「 <u>岡三ビジネス&テクノロジー証券約款・規程集</u> 」等他当社の約款並びに規程に定めるところによるものとします。	第 1 条（約款の趣旨） （1）（省略） （2）お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び「 <u>証券ジャパンの約款・規程集</u> 」等他当社の約款並びに規程に定めるところによるものとします。
第 2 条～第 17 条（現行どおり）	第 2 条～第 17 条（省略）
第 18 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第 18 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社 <u>本店または支店</u> の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第 19 条（現行どおり）	第 19 条（省略）
第 9 章 特定管理口座約款	第 9 章 特定管理口座約款
第 1 条～第 7 条（現行どおり）	第 1 条～第 7 条（省略）

新	旧
第 8 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第 8 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社<u>本店または支店</u>の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第 9 条（現行どおり）	第 9 条（省略）
第 10 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	第 10 章 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款
第 1 条（現行どおり）	第 1 条（省略）
第 2 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲） (1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当社</u>に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。 (2)（現行どおり）	第 2 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲） (1) 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社<u>の営業所</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当該営業所</u>に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。）のみを受入れます。 (2)（省略）
第 3 条～第 6 条（現行どおり）	第 3 条～第 6 条（省略）
第 7 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。	第 7 条（合意管轄） お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社<u>本店または支店</u>の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。
第 8 条（現行どおり）	第 8 条（省略）
第 11 章 外国証券取引口座約款	第 11 章 外国証券取引口座約款
第 1 条～第 32 条（現行どおり）	第 1 条～第 32 条（省略）
第 33 条（準拠法及び合意管轄） (1)（現行どおり） (2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。	第 33 条（準拠法及び合意管轄） (1)（省略） (2) お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社<u>本店または支店</u>の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。
第 34 条（現行どおり）	第 34 条（省略）

新	旧
第 14 章 電子交付サービス約款	第 14 章 電子交付サービス約款
第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u> (以下「当社」といいます。) がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付 (以下、この章において「電子交付」といいます。) するサービス (以下、この章において「本サービス」といいます。) に関する取決めです。	第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、<u>株式会社証券ジャパン</u> (以下「当社」といいます。) がお客様へ交付する書面について、紙媒体に代えてインターネットを通じて交付 (以下、この章において「電子交付」といいます。) するサービス (以下、この章において「本サービス」といいます。) に関する取決めです。
第 2 条～第 14 条 (現行どおり)	第 2 条～第 14 条 (省略)
第 15 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	第 15 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款
第 1 条～第 4 条 (現行どおり)	第 1 条～第 4 条 (省略)
第 5 条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当社</u>に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。 ① (現行どおり) イ. (現行どおり) ロ. 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社に開設された未成年者口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。) に設けられた未成年者非課税管理勘定 (同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。) をいいます。以下この条において同じ。) から租	第 5 条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている<u>当社</u>の<u>営業所</u>に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当該営業所</u>に保管の委託がされるもの) に限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。) のみを受け入れます。 ① (省略) イ. (省略) ロ. 他年分非課税管理勘定 (当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている<u>当社</u>の<u>営業所</u>に開設された未成年者口座 (租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。) に設けられた未成年者非課税管理勘定 (同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。) をいいます。以下この条において同

新	旧
税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。) ②～③ (現行どおり) (2) (現行どおり)	じ。) から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等 (②に掲げるものを除きます。) ②～③ (省略) (2) (省略)
第 5 条の 2～第 5 条の 3 (現行どおり)	第 5 条の 2～第 5 条の 3 (省略)
第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当社</u>に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ①～② (現行どおり) (2) (現行どおり)	第 5 条の 4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲) (1) 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社<u>の営業所</u>にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は<u>当該営業所</u>に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。 ①～② (省略) (2) (省略)
第 6 条 (現行どおり)	第 6 条 (省略)
第 7 条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	第 7 条 (譲渡の方法) (1) 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社<u>の営業所</u>を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

新	旧
(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	(2) 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。	(3) 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。
第 8 条～第 15 条 (現行どおり)	第 8 条～第 15 条 (省略)
第 16 章 投信積立サービス約款	第 16 章 投信積立サービス約款
第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客様と<u>岡三ビジネス&テクノロジー証券株式会社</u> (以下、「当社」といいます。)との間のインターネットを利用した投資信託受益証券の投信積立サービス (以下、この約款において「本サービス」といいます。) に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約 (以下、本章において「契約」といいます。) をお客様と締結いたします。	第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客様と<u>株式会社証券ジャパン</u> (以下、「当社」といいます。)との間のインターネットを利用した投資信託受益証券の投信積立サービス (以下、この約款において「本サービス」といいます。) に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約 (以下、本章において「契約」といいます。) をお客様と締結いたします。
第 2 条～第 12 条 (現行どおり)	第 2 条～第 12 条 (省略)

以上